

令和5年度 第1回瑞浪市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日 時：令和5年5月29日（月） 午後1時30分 開会
午後3時05分 閉会

■場 所：西分庁舎1階会議室

■日 程

- 1 部長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) ごみ処理基本計画の進捗状況について・・・資料1
 - (2) 旧ごみ袋の交換状況について・・・資料2
 - (3) 住民向けの災害廃棄物処理ハンドブックについて・・・資料3
- 4 その他

■出席者

安藤 昇 委員	加藤 栄子 委員	伊藤 宏支 委員	金津 誉 委員
塚本 哲也 委員	猪野 英俊 委員	小倉 徹 委員	大島 貴文 委員
中山紀代美 委員	土屋久美子 委員		

■欠席者

なし

■事務局

鈴木 創造（経済部長）	渡辺 芳夫（経済部次長兼環境課長）
三浦正二郎（クリーンセンター所長）	青山 哲也（環境課長補佐兼廃棄物対策係長）
中山 一馬（環境課主事）	

◆開会 午後1時30分

部長あいさつ

【部長】

皆さんこんにちは。足元の悪い中、またご多忙の中、第1回廃棄物減量等推進審議会にご参加いただきありがとうございます。市の環境政策につきまして、多大なご理解ご協力を賜りまして、この場を借りてお礼申し上げます。さて、廃棄物減量等推進審議会では、一般廃棄物処理基本計画の進捗状況をご報告することが主旨となっております。今日のごみ処理基本計画の進捗状況、ごみ袋の効果状況等について報告をさせていただく予定でございます。また、市では新しい取組として、家庭から出る食器の回収も進めさせていただいておりますので、その点についても報告させていただきます。市の方では現在、環境基本計画を策定させていただいております。この計画の中ではCO₂対策などを進めておりますが、廃棄物の処理についても深く関わってくる重要な計画となっております。またもう一つ、多治見市・土岐市・瑞浪市の3市で、可燃のごみ処理施

設について共同化を進めるということで、東濃西部広域組合において協議を進めております。現在は計画の策定支援を委託する事業者が選定されたということで、今後議論が深まっていく中、この審議会の中で皆さんに報告をしてみたいと考えております。本日議題は3つありますが、委員の皆様より活発なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

審議会開催の成立

【事務局】

本日の審議会ですが、委員全員のご出席がございますので、瑞浪市廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則第2条第5項の規定により、会議が成立したことを報告させていただきます。

会長あいさつ

【会長】

こんにちは。足元の悪い中、参加いただきましてありがとうございます。会長を引き受けまして2年目になりますが、最近では廃棄物に多少なりとも目が留まるようになりました。私は図書館に勤務をしております、図書館のある文化センターの下にはペットボトルなどの資源ごみ集積所があります。朝行きますと、子ども連れのご家族がペットボトルを持ってみえたり、ご老人の方が、買い物袋で持ってみえたりしております、子どもたちにも分別についての知識が浸透しているかなとも思います。いろいろな面から市民の皆さんのご協力を得ることで、廃棄物処理の問題についても発展していくかなとも思います。今日は審議会ということで、皆様の忌憚のない意見をいただいて、この廃棄物減量等に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議事

【事務局】

議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては安藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは議事に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただいて、委員会が有意義なものになるよう、よろしくお願いいたします。なお、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会の会議は、瑞浪市情報公開条例第6条に規定する、個人法人等に関する情報を含む案件がないために、公開で行うことになっております。事務局の方で傍聴を希望される方がみえれば入室をお願いいたします。

【事務局】

本日の傍聴の申出者は無いことをご報告させていただきます。

【会長】

それでは、議事に移りたいと思います。まず第1号議案、ごみ処理基本計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「ごみ処理基本計画の進捗状況について」の説明

【会長】

ただいまごみ処理基本計画の進捗状況について説明がありましたが、何かご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】

3点お願いします。1点目ですが、ごみを減らしていく目標数値について、何を基準に算定されているのでしょうか。2点目はごみカレンダーにつきまして、前回の会議の時に、ごみカレンダーは毎年ほとんど変わりが無いため、変更があった時のみ発行するように発言したと思いますが、特に若い方はスマートフォンで確認することが多いと思いますので、全戸配布は必要ないかと思えます。3点目は確認事項ですが、ごみ処理基本計画の計画・立案・実施・評価については、全て市で行っているという認識でよろしいでしょうか。以上です。

【事務局】

1点目、資料1の目標数値につきましては、平成30年度を基準年度として、同年度のごみ排出量に基づいて目標を設定したものです。目標数値については、国や県が算出している目標の数字を参考にしながら、市の現状と比較して適当な数字になるよう設定しております。

【委員】

適当であるというのは、どのような判断のもとにされたのでしょうか。例えば平成30年度の人口に対する数字をもとにしているのか、そこから算出された令和3年度の数字なのか、もとの数字が分かりません。

【事務局】

数字は平成30年度の現状をもとにしております。それから国の目標とする数字、県の目標とする数字をそれぞれ参考にしてはいますが、国の目標にしても県の目標にしても、瑞浪市の現状を全て反映しているとは言い難いところがございます。ごみ処理の仕方が各自治体によって異なりますので、国が算出している数字に基づいて、瑞浪市の現状を当てはめて目標を設定したという形になります。

【事務局】

2点目のごみのカレンダーにつきましては、前回11月の審議会においてご意見をいただいておりますが、インターネットのみではなく、印刷物等で確認されている住民の方もいらっしゃるということで、そのような方々に情報を提供させていただくために、全戸配布という手段がまだ必要であると市として考えております。今後印刷物等を必要とする方々が減ってきた際に、どのような手段に変更していくのかを検討していくと回答させていただいております。インターネットでの確認につきましては、「さんあ〜る」というアプリを使っただけのようにしております。スマートフォン等でそのアプリをダウンロードしていただければ、こちらの便利帳のデータをすべて確認できるようになっておりますし、ごみ収集日も確認できるようになっております。若い方にもごみ出しの日や分別等についてご理解いただくように情報を周知しているところです。

【委員】

以前検討しますという回答をいただきましたが、実際は全く変更がないのにもかかわらず、全戸配布が必要あるのか疑問に思います。例えば変更点があった時のみ、配布をするような意見があったかと思いますがどうでしょうか。また全てスマートフォンで確認するのではなく、話はそれますが、ある議員さんが市報については配布しても3割程度しか読んでいないというお話をされてきました。つまり市報に挿まれているごみのカレンダーについても、市報と同様に3割しか読まれていないと思います。そう考えると読まずに終わってしまうため、結果ごみを増やしているように思います。そのため変更点がある時のみ、配布するとしても問題ないかと思います。

【事務局】

今いただいたご意見につきましては、前回の審議会でもいただいておりますが、現状では、市の方としては、ご意見のように読まずに捨ててしまわれる方がいらっしゃるということも事実としてあると思いますけれども、情報をご存知ない方が情報を入手する手段がなくなってしまうことを危惧しております、情報の周知という面を優先している関係で配布をしております。

【委員】

例えばその情報を入手する行動パターンというものは、どのような方を想定されているのでしょうか。

【事務局】

一概には申し上げることはできませんが、例えばスマートフォンがあまり身近でない高齢者の方を想定しております。

【委員】

そういうご年配の方については想定されますが、毎年同じものを配布する必要があるのかどうか疑問に思います。

【事務局】

実際に便利帳の中身についても毎年全く同じではなく、少しずつ変更されております。今年度については、先ほどお話をいたしましたリサイクルステーションにおける不要食器の回収を開始したということもあわせてお知らせをしております。変わったところだけ周知をさせていただくと、変わっていないところについて、前の資料と今の資料の両方お持ちでないとは確認できないということになりかねませんので、全部を配布させていただいております。

【委員】

3点目、計画の立案、実施、評価その他3点についてすべて市で行われているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

計画の立案については廃棄物減量等推進審議会で、皆様にご意見いただきながら、市が策定したものでございます。それから実施については、市が行っているものでございますし、評価につ

いても市で行い皆様からご意見を頂戴しながら妥当性を確認しているということになります。

【委員】

皆さんに色々なことを周知していく中で、スマートフォンのアプリなどが活用されていますが、私も活用できていませんが、私の周りを見ても瑞浪市は超高齢化ともいえる状況になっている中で、スマートフォンを活用し見てもらうことは非常に難しいと思います。また広報が2割から3割しか読まれていないから配布しなくてもいいということではなく、配布し周知し続ける必要があるかと思います。そのほか若い世代の方たちはアプリなどを用いて情報収集しているかと思いますが、そのような方たちはアパート住まい等で自治会に入っていない場合があり、広報が届かないためごみ出しの周知が難しいということもあります。しかしごみの出し方などは常に変わっていくこともありますし、現状は紙面で見ることができる便利帳やカレンダーの配布が必要ではないかと思います。前回の審議会でも同様の話が出ましたが、私の周りを見渡したときに全戸配布の必要性は感じました。

【会長】

陶磁器リサイクルの関係ですが、今どのような状況ですか。

【事務局】

今年の4月からクリーンセンターの方で回収を始めさせていただいています。5月22日現在で、3.2トンの回収がございました。回収されたものについてはリサイクル事業者へ持っていき、そちらで再利用するという形で、現状は動いている状況です。

【委員】

例えば市役所の中で、目標に沿ってごみを減らしていくような取組とかあれば教えていただきたいです。

【事務局】

ごみを減らすのに直接繋がるかどうか疑問ですが、IT化が進んできておりまして、ペーパーレス化を推進しております。まずは30%減らすことを目標にしております。それがひとつ、大きな取組となっております。

【委員】

市役所としても、どのような取り組みを行い、どれだけ減らしているという数字があると、説得力が出てくると思いますし、市民の皆様と一緒に頑張っていこうという意識も見えてくるため、必要ではないかと思います。先ほどのチラシの件もそうですけど、今ペーパーレス化やIT化などがありますが、そういうのも使いづらいという方もいらっしゃるかと思います。ただ、ごみを減らしていくっていうことを考えると、両方に対応しながら、いかに無駄なものを刷らない、出さないかを考える必要があるかと思います。ただし、情報は皆さんに届くことは考えていかなければいけませんので、次回までに何か意見を考えていただけるといいかと思います。以上です。

【会長】

情報発信の方よろしくお願いします。他に意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

資料1のA3サイズの評価の部分についてですが、こちらは基本方針の施策に対する取組内容での評価がなされているかと思えます。ですが内容を見させていただくと、掲載しているから評価を〇とし、翌年度も掲載予定となっているかと思えますが、これ評価として意味がないと思います。こういう取組内容なのでそれがされていけば、よしという考え方なのかなとは思いますが、その結果どうだったのかというところは少し踏み込んだ内容にしていかないと、結果的には、前年度よかったものをそのままやり続けていくだけのことになってしまうのでその辺についてはもう少し評価の考え方と、あとは数値目標のようなものを立てた方が、より説明としてはいいのかなと思えますので、その辺の検討もしていただけるといいかなと思えます。

【会長】

評価の方法も含めて検討していただいて、見える化をよろしくお願いします。その他、よろしいですか。ないようですので、次の議題に入りたいと思います。続きまして、議題の2、旧ごみ袋の交換状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「旧ごみ袋の交換状況について」の説明

【会長】

旧ごみ袋の交換状況について説明がありましたが、ご意見、ご質問があればお願いします。では質問等ないようですので、次に移りたいと思います。第3号議案の住民向けの災害廃棄物処理ハンドブックについて、事務局から説明をよろしくお願いします。

【事務局】

「住民向けの災害廃棄物処理ハンドブックについて」の説明

【会長】

今はまだ幸いにも大きな災害は起きてはいませんが、有事のときには、役に立つかなと思えます。皆さんのご意見、よろしくお願いします。

【委員】

こちらはWebサイト上には載りますか。

【事務局】

掲載予定です。

【委員】

例えば二次元コードをつけるとか、そういったことはされる予定でしょうか。アドレスが書いてあるだけでと、打ち込み作業を行わないと思えますので、二次元コードを利用できたらいいかと思えます。そもそも冊子を持ち歩くことはしないと思えますし、データがダウンロードできるようであれば、携帯にも入れておけるかと思えますのでぜひ検討をお願いします。

【事務局】

検討させていただきます。

【委員】

このハンドブックは、それぞれの避難所に備えておく必要があるかと思います。実際に自分が災害に遭ったとき、ハンドブックを引き出してきて、ごみの分別をすることはできないと思います。だから私の感覚としては、全戸配布は必要ないかと思います。周知の必要はありますが、いざ災害に遭ったときには余裕がないかと思いますので、余裕をもって見られる場所に備えておく必要があるかと思います。市が備蓄等を行っている場所には備えておく必要はあるかと思いますが、各家庭では活用できないと思いますので、配る必要はないかと思います。災害時に発生したコンクリートなどの処分は一般市民では無理ですから、業者さんをお願いすることになると思いますが、業者が来るまでにハンドブックを活用することはないと思いますので、全戸配布は必要ないかと思います。

【事務局】

今回のハンドブックにつきましては、単純にご家庭で出たごみをどのように排出するかというものになります。ご意見いただいたとおり、避難所の方にもすぐ準備できるような備えが必要ですので、そちらの方も検討させていただきますが、基本的に避難所は避難所のごみだけになりますので、こちらに掲載した4ページの情報が中心になります。ただ、避難所にいらっしゃっても、今後被災した家の方でどのようにごみを出したらいいか、そういった心配がある方があると思いますので、先ほど申し上げたように避難所でもハンドブックをお渡しできる形をとりたいと思っておりますが、実際に家をお持ちの方、お住まいの方につきまして、どういように出たごみ、例えば、家具が倒れてしまった、家がどこか崩れてしまった、それから普段から出している生ごみはや不燃ごみはどうしたらいいか、そういったごみを出す場所が、どのタイミングでどのように出すかわからなということ、細かく書くのではなく、簡単に調べられるようなものとして、こちらは初出の資料になりますので、全戸配布で皆さんにお知らせした方がよろしいのではないかと、今回は全戸配布をさせていただきたいと考えております。

【委員】

ハンドブックということは、冊子みたいになるということですか。サイズはA4サイズですか。

【事務局】

文字が小さくなってしまい見えなくなるということがありますので、できればA4サイズで準備できればと考えております。

【委員】

ハンドブックの作成に伴い、例えば仮置場に看板を置き、仕分け分別の仕方を掲示することが必要だと思います。また先ほどから他の委員が、経費削減についてだと思いますが、全戸配布が必要ないとおっしゃっていますが、市側からすれば恐らく全戸配布していないとかなりの苦情が出るかと思えます。だから、どうしてもせざるを得ないというところがあると私は思います。実際問題、我々の組合でもいろいろな情報を全戸配布していますが、配布してあっても苦情がかな

り来ております。やはり苦情の対策の一環として、私は必要だと考えています。こういったハンドブックを全戸配布して、例えばコミュニティーセンターなどにも当然配布して、すぐわかるようにする必要もあるかと思えます。それから先ほどの例えばごみカレンダーの話でもそうですが、ハンドブックが必要かどうかを組にアンケートをとることも良いのではないかと思います。おそらく必要だと言われますが、ごみになる可能性も高いですけど、配布して告知していることを、市の方としては言いたいのではないかと思います。そうしないと苦情がかなり出ると思えますし、言う人はめっちゃくちゃ言うと思えます。そのためその辺りを踏まえた考え方をする必要あるかと思えます。

【委員】

自分は廃棄物の業者をしております、災害ごみにも何度か携わって回収業務をさせていただきました。東日本大震災の時に外向して回収しに行くことも経験させていただきました。ハンドブックを見ている中で、正直災害が起きたときに、最近だと関市の津保川が氾濫したことが6年ほど前にありまして、地震ではなく洪水からの災害でしたが、ごみの量が本当に多くあり、弊社も4トンダンプで250車の回収に行くような状況がありまして、同じように仮設置場所を設けて、廃棄物をそこに、皆さん乗用車やトラック使いどンドン持ち込まれて、山のようになっているごみを、僕ら業者がそこから重機を用いて分別して回収するというを行いました。災害が起きてしまってからやり始めると、無秩序な状態になってしまうことは目に見えてわかります。実際に片づけ終わった後も関市のグラウンドが仮置場として使われていましたが、ガラスや、ハンドブックにも記載されている持ち込み禁止の有害な物質も、制限できずに持ち込まれてしまいます。そういったものが残ってしまったグラウンドは、すぐ使えるようにはなりません。今でも使えない状況が、6年経っても続いています。皆さん災害はいつ起きるかわからないと思っはいますが、起きたときには想像していたよりもひどい状況になることがあると思えます。ですから極力周知をすることはすごく大事なことですし、実際に災害が起きた時にどこまで動けるのかというのはもっと大事なことになります。仮置場を予定されているところも含めて、災害ごみの受け入れから保管、返却までの流れというのは、本当に大事なシミュレーションとしてやっておく必要があると思えます。ただ、一般の方に指示しても出来ないと思えますので、本当に難しい問題かと思えます。事前の準備は本当に大事になりますので、このようなハンドブックは、もっと周知できればと思えます。以上です。

【事務局】

こちらのハンドブックは市民向けのものになります。当然仮置き場の運営については市が対応する部分ですので、搬入路や看板の設置など、処理の手法については、マニュアルを行政の側として準備してまいりたいと考えております。今ご意見をいただいたように進めてまいりたいと思えます。

【会長】

このハンドブックが届いた頃に、家庭の中でこれを見ながら検討していただければ、それも周知の一環となると思えますので、ぜひ早く綺麗なものを作っていただければありがたいと思えます。

【委員】

市民仮置場や一次二次仮置場と書かれていますが、これは災害が起きたときに発表されるのでしょうか。それとも前もってこの地区は、こちらが仮置き場になりますと教えていただけるのですか。

【事務局】

ただ今の質問につきましては5ページの内容についてだと思いますが、市民仮置場というのは皆様のご自宅とか住居から出していただく場所になります。被災の状況などから、使える場所と使えない場所が出てきますし、交通アクセスがないと回収ができないということもありますので、こちらの市民仮置場につきましては、それぞれ各地区で決めていくものになりますので、今は場所が決まっておりません。一次仮置場につきましては、現在候補地の場所を市の方ですでに挙げておまして、必要となる面積分を、ごみが搬入できるような形で、市内全域に用地を確保しています。ただ、場所は決まっておりますが、ごみの発生量に応じて一次仮置場を開設いたしますので、すべてのところが開設されるわけではなく、発災後、どこか一時仮置場が設置されましたという情報を周知させていただくものになります。

【委員】

災害時には被災していない市民の方もですが、行政と市民と業者だけでは、対応できないかと思います。災害ボランティアという組織があったかと思いますが、その辺りの連携については協議をされていますか。

【事務局】

災害時には、災害ボランティアだけではなく市の方で災害本部も設置されますし、業者の方にも協力していただく必要があります。それから住民の方にも、協力して動いてもらう必要があります。ただ、今回のハンドブックでは、ごみの排出・回収につきまして、皆さんにまず守っていただきたいことの概要をお知らせするということになりますので、そちらの情報だけ切り取ったものになっております。ご意見にあるような具体的な動きや調整につきましては、今後マニュアルを作る中で、細かく調整をしていく必要が出てきます。実際に災害が発生した時の動きというのは、市の地域防災計画の中で定まっているものがありますが、計画の中で定まっているものと実際の皆さんの細かな動きの部分は別のものになりますので、マニュアルの中で検討していくものであると考えております。

【委員】

行政の中では、すでに災害対策における計画はあるということですか。それとも行政だけではなく、その他の組織との連携を含めた計画ができていますか。

【事務局】

行政の定めている防災計画では、それぞれの組織とも調整しながら対応するということが定まっています。ただ、今のお話の中で出たマニュアルにつきましては、その計画の中にはありません。連携していくという文言はありますが、実際どのように連携していくかというのが、特にごみの問題については、そこまで細かいマニュアルがまだ未整備です。今後検討してまいります。

【会長】

その他、ご意見等ありますか。
ないようですので、事務局にお返しします。

【事務局】

安藤会長におかれましてはスムーズな議事進行をしていただき、ありがとうございました。それでは最後に、事務局を代表して経済部長が御礼の挨拶を申し上げます。

【部長】

今日は率直なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。冒頭申し上げたように、環境基本計画の方も作成しておりまして、今日の意見もそれぞれ、反映できるところはしていきたいと思っておりますし、また、今後ごみ処理基本計画の進捗にも生かしてまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

次回の予定は、10月になっておりますが、皆様の任期が10月11日までとなっておりますので、次回が新しく選出される委員さんということになります。またそれぞれ団体の代表者として、選出されていらっしゃる方々につきましては、団体の方に改めてご相談をさせていただきます。それでは以上をもちまして、令和5年度第1回廃棄物減量等推進協議会を終了いたします。